

## 平成26年度外国人医師等研修受入推進事業に係るQ & A

### ■公募要項について

#### 【対象経費について】

Q. 旅費については、外国人医療従事者の招へいのための費用も計上してよい  
か。

A. 当該旅費は、事業実施者が関連の施設へ移動した場合や講師を招へいした  
際にかかる国内旅費を計上することが可能です。よって、外国人医療従事者  
にかかる旅費、宿泊費は計上できません。